神企デ第１７０５号
令和８年１１月９日

神戸市基幹系仮想デスクトップ環境に関する意見招請（RFC）実施要領

神戸市企画調整局デジタル戦略部

1. 背景と目的

本市では、基幹系業務システムにおける物理端末の台数削減による本市全体のトータルコストの削減を目的として、基幹系仮想デスクトップ環境を運用しています。

現行の基幹系仮想デスクトップの保守契約の終了に伴い、後継となる「神戸市基幹系仮想デスクトップ環境構築・運用業務」の調達に関して、入札公告に先立ち、事業者の皆様に調達仕様書（案）等についてご意見をいただくものです。また、昨今の機器・ソフトウェア・サービス費用の高騰により見積額が高騰していることから、費用逓減に向けたご意見をいただくものです。

2. 意見招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提出を依頼します。

(1) 提示資料

資料名称	概要
調達仕様書(案)	• 仮想デスクトップ構築・運用業務　調達仕様書(案) ・仕様書別紙１　神戸市庁内情報システム調達の手引き（第７版） ・仕様書別紙２　移行移設想定台数 ・仕様書別紙３　責任分界点 ・仕様書別紙４　利用ガイドライン ・仕様書別紙５　構築利用ガイドライン
回答様式	• 様式１　意見書

(2) 招請する意見の内容

要件	招請事項
調達仕様書(案)等に対する意見	• **調達仕様書(案)に対する意見** ［対応する回答様式］ 様式 1-1 意見書
費用逓減に向けた意見	• **調達仕様書（案）に対し、修正することで費用逓減につながる意見** ［対応する回答様式］ 様式 1-2 費用逓減に向けた意見書
その他	• **上記以外の有用な情報・提案** ［対応する回答様式］ 様式の定めなし（書式自由）

3. 実施期間

(1) 実施期間

・令和８年 11 月９日（月）から令和８年 11 月 24 日（火）

(2) 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。**参加表明と秘密保持誓約書を提出いただいた事業者に、資料一式を電子メールにて配布**します。なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で本市に必ず連絡をしてください。

- **受付期間**　：**令和８年 11 月 11 日（水）正午**
- 通知方法　：参加の旨と連絡担当者を記載した電子メールを送付
- 送付先　：神戸市 企画調整局デジタル戦略部 情報政策担当（078-322-6891）
- メールアドレス　：ict_governance◎city.kobe.lg.jp
 （スパムメール防止のため、＠を◎にしています。）
- 表題　：【神戸市基幹系仮想デスクトップ環境 RFC】参加表明（参加者名）
- その他　：メール送付後、本市に対して到着確認の連絡をしてください。

(3) 質問の受付・回答

- 本要領および提示資料に関する質問は、参加表明と同一の送付先へ電子メールで提出してください。費用に関わるものについては質問者に個別に回答いたします。当該質問以外については、原則として質問者を特定できない形で全参加事業者に共有します。ただし、企業秘密等に該当する箇所は、その旨を明記してください。
- **質問期限：令和８年 11 月 13 日（金）正午**
- 回答予定（費用に関わるもの）：令和８年 11 月 17 日（火）17 時頃
- 回答予定（上記以外）：令和８年 11 月 18 日（水）17 時頃

4. 招請資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールでのご提出をお願いします。

電子メールでのご提出に際して、本 RFC で提示している提出様式は今後分析等に活用するため、PDF 等への変換を行わないでください。なお、様式以外で提出いただく資料については、PDF 等の編集できないデータ形式で構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を同梱のうえ送付してください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

- **提出期限**　：**令和８年 11 月 19 日（木）正午**
- 提出先　：神戸市 企画調整局デジタル戦略部 情報政策担当（078-322-5075）
- メールアドレス　：ict_governance◎city.kobe.lg.jp
 （スパムメール防止のため、＠を◎にしています。）
- 表題　：【神戸市基幹系仮想デスクトップ環境 RFC】招請資料の提出（参加者名）

- その他　　：メール送付後、本市に対して到着確認の連絡をしてください。

5. その他

① 資料提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。

② 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

③ 提出された資料に関しては、返却しません。

④ 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第 10 条(2)イに該当するもの（公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。ただし、本市が契約により守秘義務を課しているコンサルタントに開示することがあります。

⑤ 本招請の実施をもって、本市が調達を実施すること、または参加者に特別の地位を約束するものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。

以上